

香芝市情報公開・個人情報保護審査会条例をここに公布する。

令和4年12月23日

香芝市長 福岡 憲 宏

香芝市条例第24号

香芝市情報公開・個人情報保護審査会条例

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 設置及び組織（第2条—第5条）

第3章 審査会の調査審議の手続

第1節 開示決定等に係る審査請求についての調査審議の手続（第6条—第9条）

第2節 個人情報の取扱いについての調査審議の手続（第10条・第11条）

第4章 雑則（第12条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、香芝市情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手続等について定めるものとする。

第2章 設置及び組織

（設置）

第2条 次に掲げる事務を行うため、市に、香芝市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- (1) 香芝市情報公開条例（平成12年条例第28号）第19条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (3) 香芝市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第22号）第45条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (4) 情報公開制度に関する重要事項について、市の機関の諮問に応じ調査審議すること。
- (5) 香芝市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第23号）第11条の規定による諮問に応じ調査審議すること。
- (6) 香芝市議会の個人情報の保護に関する条例第50条の規定による諮問に

応じ調査審議すること。

(組織)

第3条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の規定にかかわらず、委員の任期が満了した場合であっても、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

4 委員は、再任されることができる。

5 市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。

6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

第5条 審査会に、会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

第3章 審査会の調査審議の手続

第1節 開示決定等に係る審査請求についての調査審議の手続

(定義)

第6条 この節において「諮問庁」とは、香芝市情報公開条例第19条第1項、法第105条第3項において準用する同条第1項又は香芝市議会の個人情報の保護に関する条例第45条第1項の規定により審査会に諮問をした市の機関をいう。

2 この節において「行政文書」とは、香芝市情報公開条例第12条第1項に規定する開示決定等に係る行政文書（同条例第2条第2項に規定する行政文書をいう。）をいう。

3 この節において「保有個人情報」とは、法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（法第60条第1項に規定する保有個人情報

をいう。)をいう。

(審査会の開示決定等に係る審査請求についての調査権限)

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、行政文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、行政文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第8条 審査会は、前条第3項の規定による資料の提出又は行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第3項において準用する同法第74条(法第106条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの資料又は主張書面の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該資料又は当該主張書面を提出した審査請求人等(審査請求人、参加人(同法第13条第4項に規定する参加人をいう。))又は諮問庁をいう。以下同じ。)以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料又は主張書面を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(開示決定等に係る審査請求についての調査審議手続の非公開)

第9条 審査会の行う開示決定等に係る審査請求についての調査審議の手続は、公開しない。

第2節 個人情報の取扱いについての調査審議の手続

(審査会の個人情報の取扱いについての調査権限)

第10条 審査会は、香芝市個人情報の保護に関する法律施行条例第11条又は香芝市議会の個人情報の保護に関する条例第50条の規定による諮問があ

った際に必要があると認めるときは、審査会に諮問した市の機関に対し、当該諮問に係る資料の提示を求めることができる。

2 審査会に諮問した市の機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

(個人情報取扱いについての調査審議手続の非公開)

第11条 審査会の行う個人情報の取扱いについての調査審議の手続は、第9条の例による。

第4章 雑則

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の際現に次条の規定による改正前の香芝市情報公開条例(以下「旧情報公開条例」という。)第21条第1項の規定により市に置かれた同項に規定する香芝市情報公開・個人情報保護審査会(以下「旧審査会」という。)の委員である者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に、第4条第1項の規定による委嘱を受けたものとみなす。

2 この条例の施行の際現に旧審査会の委員である者又はこの条例の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧情報公開条例第21条第7項の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

3 施行日前に旧情報公開条例第19条第1項の規定及び香芝市個人情報の保護に関する法律施行条例附則第2条の規定による廃止前の香芝市個人情報保護条例(平成15年条例第15号)第38条第1項の規定により旧審査会にされた諮問は、審査会に諮問されたものとみなし、旧情報公開条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

(香芝市情報公開条例の一部改正)

第3条 香芝市情報公開条例の一部を次のように改正する。

目次中「第25条」を「第20条」に、「第26条—第31条」を「第21条—第25条」に改める。

第19条の見出し中「審査会」を「香芝市情報公開・個人情報保護審査会」に改め、同条第1項中「除き、」の次に「香芝市情報公開・個人情報保護

審査会条例（令和4年条例第24号）第2条に規定する」を加え、同条第3項第1号中「、次条及び第22条」を「及び次条」に改める。

第21条から第25条までを削り、第4章中第26条を第21条とし、第27条を第22条とし、第28条を第23条とする。

第29条を削り、第30条を第24条とし、第31条を第25条とする。

別表を次のように改める。

別表（第17条関係）

行政文書等の種類	開示の方法		金額
文書又は図画	複写機による写しの 交付	単色刷り	1枚につき 10円
		多色刷り	1枚につき 100円
電磁的記録	印字装置により出力 したものの交付	単色刷り	1枚につき 10円
		多色刷り	1枚につき 100円

備考

- 1 用紙は、原則として日本産業規格A列3番又はA列4番の用紙を用いるものとするが、これを超える規格の用紙を用いたときの写しの枚数は、日本産業規格A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。
- 2 用紙の両面に印刷されたものについては、片面を1枚として算定する。